

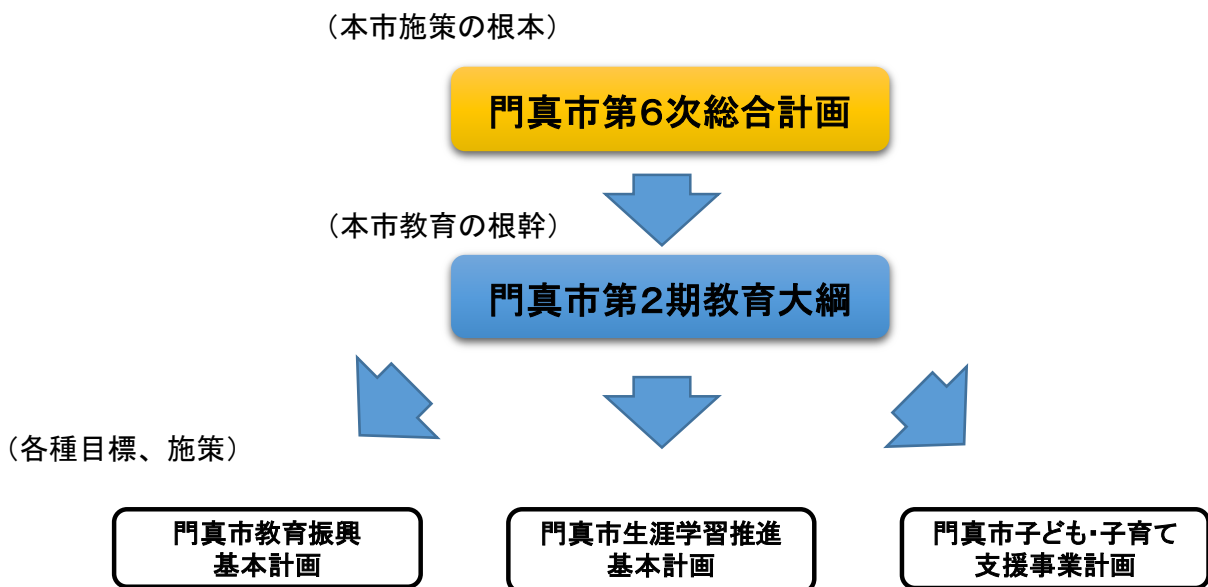
門真市第2期教育大綱

令和2年3月 門 真 市

1. 大綱の位置づけ

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるものです。

また、本大綱は、門真市第6次総合計画を踏まえており、門真市教育振興基本計画、門真市生涯学習推進基本計画及び門真市子ども・子育て支援事業計画の3つの計画は本大綱を踏まえ策定することとします。

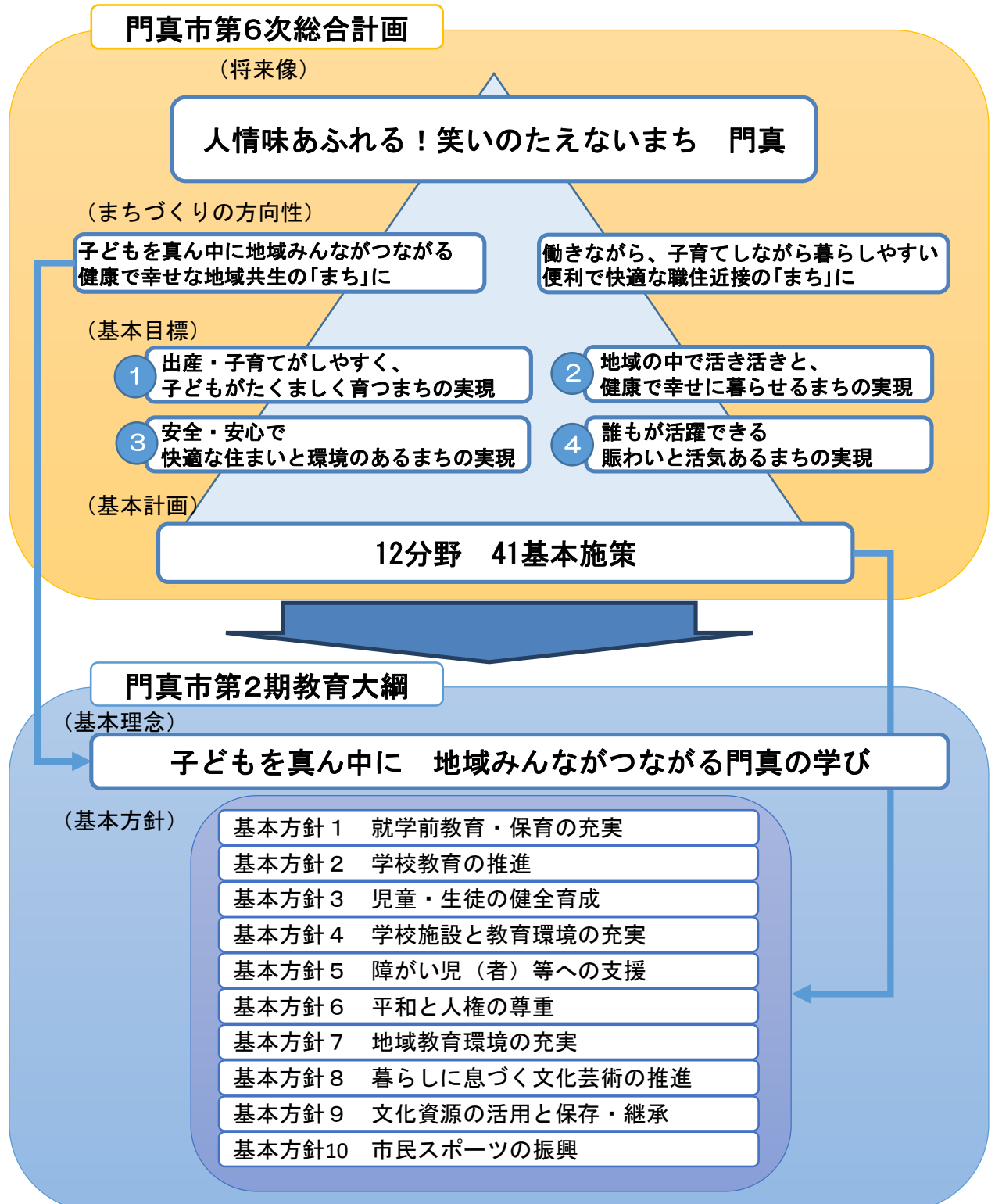


2. 大綱の期間

本大綱の期間は、門真市第6次総合計画の期間を鑑み、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。なお、門真市第6次総合計画との整合を図りながら、適宜見直しを行います。

3. 取組の方向性

本市のめざすまちの将来像である「人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真」の実現に向け、本市のまちづくりの方向性及び4つの基本目標を踏まえ、「子どもを真ん中に 地域みんながつながる門真の学び」を本大綱の基本理念とし、門真市第6次総合計画に掲げる基本施策の中から特に関係する10の基本施策を本大綱の基本方針とします。



基本理念

子どもを真ん中に

基本方針

基本方針 1 就学前教育・保育の充実

(めざすべき方向性)

安定した保育環境が充実し、質の高い教育・保育を受ける環境が整っているまちをつくります。

(求められていること)

質の高い教育・保育を受けることができる環境の整備が必要です。

基本方針 2 学校教育の推進

(めざすべき方向性)

すべての子どもが楽しく学び、力を育む学校教育が推進されているまちをつくります。

(求められていること)

多様な未来を生き抜く力を育むため、子どもたちのおかれる状況に応じた学びの場の提供が必要です。

基本方針 3 児童・生徒の健全育成

(めざすべき方向性)

心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります。

(求められていること)

子どもたちの自己実現や自己確立をめざし、豊かな心と健やかな体の育成が必要です。

基本方針 4 学校施設と教育環境の充実

(めざすべき方向性)

子どもたちが主体的に学び、安全で健康的な学校生活をおくることができるまちをつくります。

(求められていること)

安全・安心で、児童・生徒の学力向上と学ぶ意欲の向上を図る教育環境づくりが必要です。

基本方針 5 障がい児（者）等への支援

(めざすべき方向性)

障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で安心して暮らせるまちをつくります。

(求められていること)

障がい児(者)を理解し、支え合いながら共に生きることのできる環境整備が必要です。

地域みんながつながる門真の学び

基本方針 6 平和と人権の尊重

(めざすべき方向性)

人権が尊重され、誰もが対等な立場で安心して暮らせる平和なまちをつくります。

(求められていること)

一人ひとりが違いを認め、互いの人権を尊重し合う環境づくりが必要です。

基本方針 7 地域教育環境の充実

(めざすべき方向性)

生涯にわたり学習や仲間づくりができるまちをつくります。

(求められていること)

市民が生涯学習活動をしやすい環境の充実が必要です。

基本方針 8 暮らしに息づく文化芸術の推進

(めざすべき方向性)

文化芸術を身近に触れることができるうるおいのあるまちをつくります。

(求められていること)

気軽に文化や芸術に触れることができる環境づくりが必要です。

基本方針 9 文化資源の活用と保存・継承

(めざすべき方向性)

伝統文化に親しみの持てるまちをつくります。

(求められていること)

郷土への愛着と誇りにつながる文化資源の活用と保存・継承が必要です。

基本方針10 市民スポーツの振興

(めざすべき方向性)

スポーツを通して市民がつながるまちをつくります。

(求められていること)

スポーツ・レクリエーション活動を始めるきっかけづくりと参画する機会の充実が必要です。